

## 1. 概念

## 2. 歴史

### I. 「氏」の成り立ちから現在まで

### II. 「氏」に関する法の変遷

### III. 〈日本人〉の境界の場合

①アイヌの場合    ②琉球沖縄の場合    ③朝鮮の場合    ④台湾の場合

## 3. 現状

### I. 現状

### II. 問題点

## 4. 将来

### I. 消滅

### II. 発生

## 5. 諸外国の事例

## 6. まとめ

## 7. 参考文献

\*\*\*\*\*

## 1. 概念

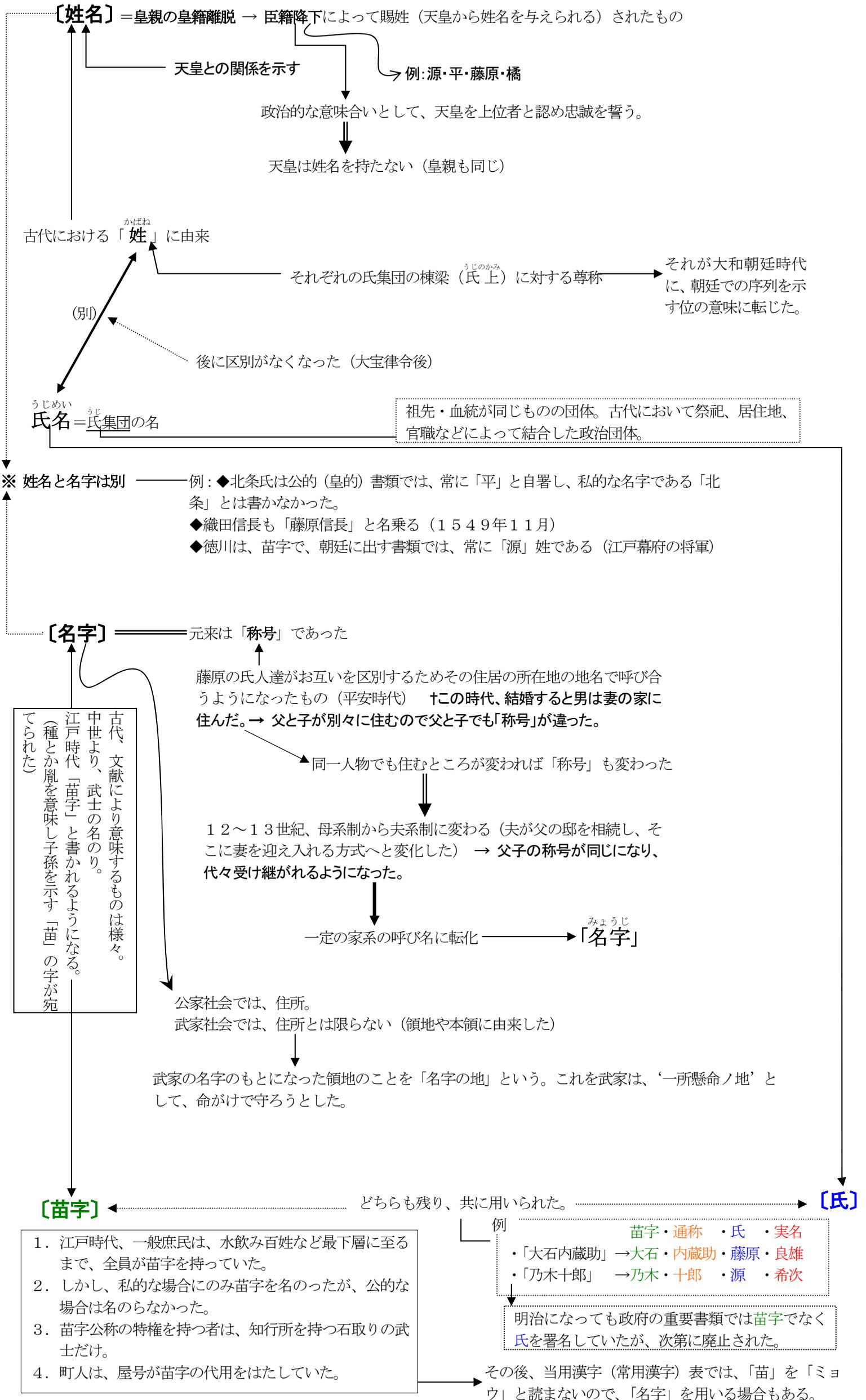
ほとんどの人が、「名前」を持っている。そして、「氏名」とか「姓名」と呼ばれるようにその人固有の名前とその前(上)につける氏(姓、名字、苗字)の組み合わせになっている。固有の名前はほとんどの場合、その人一代であるが「氏」の方は代々受け継がれてきた。そして、受け継がれていくようだ。このしくみを考えていきたいと思う。

ここで取り上げているのは、現在(2007年)の日本における「氏」の制度についてである。つまり、現在の民法(戸籍法)において、定義されている「氏」についてである。よって、住民票、住民基本台帳、ペンネームや通名、屋号、外国人名などは含まない(参考としては取り上げる)ものとする。特に歴史や法律の変化によって「氏」が発生したり消滅したりする有り様に着眼した。

また、「氏」という語に封建的背景を見出す人もいるようだが、ここではあくまで「法的」ということで「氏」を使うことにする。なお、氏・姓・名字・苗字の別については、「2. 歴史」で取り上げる。

## 2. 歴史

### I. 「氏」の成り立ちから現在まで



## II. 「氏」に関する法の変遷

現在法律用語としては「氏」を使用しているが、明治のはじめは、法的にも揺らいでいた。江戸時代は、主として「苗字」が使われ、その後、苗字、苗氏、氏、姓などの混用を経て「氏」に統一された。

部分的改正は、頻繁に行われており（平成になってからも20回弱改正）、国際結婚の増加、夫婦別姓制度に対する盛り上がりもあり、今後はその頻度も増しそうである。

主な法律を年表にした。

- 1870（明治3）年9月4日：太政官布達（今より平民の苗字、差し許さること）〈苗字の自由〉
- 1871（明治4）年4月4日：戸籍法制定
- 1872（明治5）年1月29日：戸口調査開始 → 戸籍作成（壬申戸籍）
- 1872（明治5）年暮れ：全国で壬申戸籍完成
- 1873（明治6）年1月10日：徴兵令制定
- 1875（明治8）年2月：太政官布達（自今、必ず苗字を相唱うべし。最も祖先の苗字、不分明の向きは、新たに苗字を設くべし。）〈苗字の強制〉（このときから数年を経て、10数万種の「氏」が公的に認められた（創り出された））
- 1876（明治9）年3月：太政官布達（婦女、人に嫁するも、なお所生の氏を用ゆべき事、但し夫の家を相続したる上は、夫家の氏を称すべき事）
- 1876（明治9）年8月31日：父と子は同じ苗字でなければならない
- 1876（明治9）年5月9日＋1877（明治10）年2月9日：家族の苗字は戸主の苗字と同じでなければならない
- 1898（明治31）年6月21日：旧民法、改正戸籍法公布（女性は結婚したら夫の苗字を名のらなければならない）
- 1947（昭和22）年12月22日：新民法公布（結婚した夫婦はどちらの苗字を名のってもよい、但し同一）
- 1967（昭和42）年：住民登録法を改正した住民基本台帳法の施行により、戸籍とリンクした住民登録制度が開始された。
- 1970（昭和45）年4月：壬申戸籍を封印（後廃棄年度経過）
- 1976（昭和51）年：離婚した旧夫婦の苗字は本人の自由選択
- 1977（昭和52）年：法務省、同和対策除籍等適正化事業により、除籍現戸籍の差別内容塗抹。
- 2002（平成14）年：仙台市で2001年に発生した自動車窃盗団による戸籍不実記載事件により、内容訂正歴のある戸籍の再製を求める声が高まり、不実記載があった戸籍を作り直せるようになった。
- 2002（平成14）年8月5日：住民基本台帳ネットワークシステムが稼動

### Ⅲ. 〈日本人〉の境界の場合

日本人が増えたり減ったりすることにより、当然「氏」も増減してきた。明治以来、日本人の総数は、戦争による激減を経験しながらも増え続けたが、ここにきて少子化の影響により減少に転じている。

日本の「氏」の総数や種類を見ていく上で必要なことは、日本人の概念である。「日本人」とは、どこまでの範囲を指すのであったか（もしくは、あるのか）。実はそれほど明白ではないのである。「〈日本人〉の境界」（小熊英二）において、研究されているので、それをもとに各境界上の地域（在住者）について見ていきたいと思う。具体的には、明治以前は、別の「国」または、植民地であったと主張されることのあるアイヌと琉球の人々、また、戦前に日本国籍を持っていた（持たせられた）朝鮮や台湾の人々についてである。

『言うまでもないが、ここでいう「日本人」とは不動の実体ではなく、時期や状況によって変動する言説上の概念に過ぎない。ある一群の人びと、例えば沖縄や朝鮮の原住民は、時期や状況によって「日本人」と見なされたり、また見なされなかったりするのである』（同書）

#### ①. アイヌの場合

日本に同化させられたアイヌの場合はどうなのか。アイヌ民族は文字を持たなかったので、詳しい歴史はわからないが、次のような研究がある。

「アイヌの名前が次第に和名でも記録されるようになったのは、第2回目の幕府の同化政策が実施された1855（安政2）年頃からであり、それ以前のアイヌはほぼアイヌ名のみを持つ状態であったと考えられる。その頃、アイヌ名には姓と名の区別はなく、アイヌは姓を持たなかった。」（19世紀中葉の根室場所におけるアイヌの改名と命名規則の空間的適用範囲 遠藤匡俊）

つまり元来アイヌは、氏姓を持たなかったようである。それは、アイヌという文化が、家族という支配、財産制度を持たず、集落単位の共同体を形作っていたようで、子供も「その親の子」というよりは、「その集落の子」という考え方をしていたようである。それが江戸幕府、そして明治政府の政策により、強制的に「氏」を付けられたわけである。だからアイヌ古来の「氏」（姓）というのは、全くないのである。では、日本風の「氏」としてどのくらい増えたかというのは不明である。

アイヌについては、北海道内のアイヌについて述べた。樺太アイヌ、千島アイヌなどに対しては、特別法令が公布されたりしたが今回は調べきれなかったし、先住の少数民族（オロッコ、ギリヤークその他）については、さらに不明である。

#### ②. 沖縄の場合

元来、琉球には厳密な意味で「氏」に相当するものはなかったようである。つまり、15世紀半ばの第一尚氏王統が成立するまでは、「氏」があったことは確認されていない。

その後、士族は日本風の「大和名（やまとうな）」と中国風の「唐名（からな）」の両方を持つようになる。明国と冊封（冊封（さくほう）とは、中国王朝の皇帝がその周辺諸国の君主と名目的な君臣関係を結ぶこと）関係にあった琉球王朝は、1609年の薩摩藩による侵攻以来、日本と中国に両属してきた。明治政府は琉球王国を琉球藩として日本に組み入れ、1871年に廃藩置県（琉球処分）を迎える。中国（清）が、琉球に対する日本の主権を認めたのは、日清戦争後の下関条約（1895年4月17日締結）においてである。琉球処分後、沖縄にも戸籍制度が適用され、王とその直系の子孫は「唐名」を、その他の士族はすべて「大和名」を戸籍名とし、庶民も多くは、地名などから「氏」を創った。

沖縄は、1945年から1972年まで、アメリカ合衆国により統治される。その間の主な出来事を年表にしてみる。

- 1945年4月1日：アメリカ軍上陸。「琉球列島米軍政府」設立。
- 1946年2月：奄美群島が米軍政当局下に置かれる。
- 1946年：琉球列島米軍政府を「琉球列島国民政府」に改組。
- 1952年2月10日：吐噶喇（トカラ）列島本土復帰。
- 1952年4月28日：サンフランシスコ講和条約発効。沖縄諸島の潜在的日本主権確認。
- 1953年：戸籍整備法制定。
- 1953年12月25日：奄美群島本土復帰。
- 1968年6月26日：小笠原諸島本土復帰。
- 1972年5月15日：沖縄県本土復帰。

戦災により、沖縄県の戸籍は、宮古・八重山群島を除き、そのほとんどが滅失した。米軍占領下において、滅失した戸籍に代わるものとして「臨時戸籍」が創られた。これは、本籍の他にも現住所が記載され、戸籍が滅失しなかった先島諸島や奄美諸島、本土籍の者、さらには無国籍者や外国人でも対象になった。また氏名には、ローマ字でルビが付された。

戦後、戸籍整備法により、戸籍の再編は進められたが、関係者の記憶（申告）によるものであったので、正確性に欠け、現在でも戸籍訂正事例が発生している。独自の漢字使いをする氏を本土風の漢字に置き換える改氏を行ったり、文字はそのまま（住民票の）読みを標準語に近づけることなどが見られた。また、父系の血縁集団である「門中（むんちゅう）」毎の話し合いで、本土風に改氏した人たちもいた。

アメリカ統治時代、通貨はアメリカ軍票のB円が用いられ、日本本土との往来は、パスポートが必要とされた。沖縄に本籍を置く本土在住者は、届書を沖縄現地に送付できない状況下であり、転籍を制限された（米国民政指令1954年）。そのため複本籍（重複戸籍）も発生した。

このように沖縄は複雑な歴史を辿ってきており、「氏」についてもその発生と消滅の実数はなおさら不明である。

### ③. 朝鮮の場合

朝鮮との問題は、今でも、時には感情的に、様々な場面で取り上げられてきている。ここでは「氏」に関してのみ取り上げるので、政治的・社会的事柄は、取り立てて触れないものとする。

歴史的には、1909年大韓帝国は民籍法を制定。1910年に韓国併合。1922年朝鮮戸籍令。1940年創氏改名施行。1945年日本敗戦。1946年朝鮮姓名復旧令。1952年サンフランシスコ平和条約。1965年日韓基本条約調印発効。といったことが行われた。

つまり、併合により、朝鮮半島に住む人々と出身者、約1000万人が、日本国籍となり、「氏」を持つことになり、1945年の解放により、1946年に正式に失われた。

では、どのような「氏」を持って、そして失ったのか。「朝鮮戸籍令」によって、日本の戸籍に近いものが形作られ、「創氏改名」政策によって、さらに日本本来の戸籍に、観念的に近いものになった。

「創氏改名」の中身を見てみよう。見てわかるように、氏を創り、名を改めるわけだが、「創氏」と「改名」の2段階からなっていた。「創始」は、「設定創氏」と「法定創氏」があり、前者は主に日本風の氏に届け出た場合、後者は、届け出なかった人が強制的に戸主の姓を付けられた場合である。朝鮮戸籍には、「本貫」欄があり、ここに本貫（先祖の出身地）と従来からの朝鮮姓が書かれた。朝鮮半島在住朝鮮人での創氏の割合は、設定創氏76.4%、法定創始23.6%であり、日本内地の朝鮮人では、設定創氏が14.2%、法定創始85.8%であった。「改名」は任意であり、裁判所の許可が必要で、また有料であった。そのため「改名」を行った人は少なく、朝鮮半島では、9.6%であった。なお、王公族は皇族と同様に戸籍法令の適用を受けなかったので、創氏改名の対象にはならなかった。（%数値はいずれも朝鮮総督府統計資料から）

これによって数的には、どのくらい増えたのだろうか。韓国統計庁の発表（2000年）によると韓国の姓は285種ということである。すでにある「氏」も含まれるだろうし、「設定創氏」の増加分を考えてもそう多くは増えなかったように思われる。そしてそれが消滅したわけである。

### ④. 台湾の場合

17世紀のオランダによる植民統治を除き、それまで、主に中国の属領として台湾は存在していた。中華人民共和国は、台湾政府（中華民国）を認めておらず、1972年に日本は中華人民共和国と国交回復した手前、現在でも日本と中華民国は国交断絶状態というのが建前である。

朝鮮より15年ほど遡る1895年、中国(清)との下関条約により割譲され台湾は日本の一部になった。人口としては、300万人ほどである。そして、朝鮮と同じように1945年に解放された。その後、蒋介石の国民政府が支配統治する。

台湾でも1940年同日「改姓名」制度は施行されたわけだが、許可制を取った。条件として、日本語を常用し、神道を崇拜し（神棚を設置）、犯罪者のいない家庭が「改姓名」をできた。そのため「改姓名」をしたのは、1.6%程度である。つまり、日本風の「氏」を創設したのは、ごくわずかの人で、ほとんどの人が従来の中国姓を「氏」として戸籍に登録した。

台湾の姓は、ほとんどが中国由来のものであるから、それらが「氏」として増えたはずである。では、中国の姓はどのくらいあるのか。一般に1000程度といわれているようだが、この数値は調査が行き届いていなかった頃から引き継がれているようで、現在でも新たな姓が見つかっている。総数は、5000以上あるのではないか。また、少数民族は、カウントされないことが多いようだ。

台湾の中でも少数民族は、日本統治とは別に「改姓」が進んで従来の姓は消失が進んでいる。1994年に法改正があり、もとの民族姓に戻せるようになったが、主に差別にあうためという理由から、戻す人は少ないようだ。

台湾の場合は、どのくらい増えたかはわからないということだ。そして、それは失われたのである。

### 3. 現状

#### I. 現状

今、日本にはどのくらいの「氏」があるのだろうか。30万以上という研究者や8万程度という研究者もいる。これは、ひとつは、カウントの仕方によるので、例えば「上田」氏の場合、読みが、「ウエダ・ウエタ・アゲタ・ウワダ・カミダ・ウエデン・カンダ・カミタ・コウダ・ジョウダ・ジョウタ」などがありそれを区別するかしないか。また「サイトウ」氏の場合「斎」の字の異字が、数多くあり、それを区別するかしないかで、全体の総数は大きく変わってしまう。しかるに常識的取捨選択によれば10万強ぐらいが妥当な数だと考えられる。それに根本的問題として、「戸籍」には読みの記載がない。つまり、上記の「上田」氏を例にとれば何と読もうが、戸籍上は同じとなる。なお、住民票には、読みも記載されているが、あくまで便宜上のもので本人が申請すれば変更してくれるようだし、役所によっては、読みを記載していないところもあるようだ。極端に言えば、「上田」氏の人が、「私の氏は、上田と書いて、アベと読むのです」と申請しても受理される可能性がある（現実問題として、常識的な名前を促されるだろうが、申請の受理不受理は役所の窓口担当者によってばらつきがあるようである）

では、この「氏」の数の増減は、どのような仕組みが担っているのか。民法750条で、『夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する』とある。つまり、結婚のときに夫か妻いずれかの氏を選び、それを夫婦の氏とする。子供が生まれれば原則として、親の氏を名のる（未婚の親の子は母親の氏を名のる）

日本の現状では、戸籍法によって、戸籍が管理規定されており、簡単には発生も消滅もされないようになっている。「戸籍制度」自体が世界的には少数派で、発祥地の中国および周辺国が採用している（中華人民共和国、大韓民国、北朝鮮、台湾など。但し、大韓民国は、2008年に戸籍制度を廃止することが決まっている）

この戸籍法第107条第1項には、次のようにある『やむを得ない事由によつて氏を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。』では、「やむを得ない事由」とは、どういうことか。判例として、大阪高裁（昭和30年10月15日）のものにこうある『やむを得ない事由は、本人にとって社会生活上氏を変更しなければならぬ真にやむを得ない事情があるとともに、その事情が社会的、客観的に見ても是認されるものであることを要する』。ちょっとやそつとの事情ではダメなのである。「真にやむを得ない事情」とは何かというのは、別項にて具体例を見ていきたいと思う。

#### II. 問題点

「氏」の発生と消滅を考えていく上で、必要な事柄がある。ある時点での「氏」の総数である。だが、古代のある資料（670年の庚午年籍）以外、現在まで公式に出されたものはない。（人別帳や宗門帳、過去帳なども作られたが地域的、特定階級的なものでしかない）

そこで2次的資料としてNTTの電話帳や生命保険会社などの顧客名簿が使われてきた。近来は、データ数の多いNTT電話帳の電子データ化により、多くの研究者がこれをメインデータとして使用しているようだ。しかし、電話帳ならではの問題点がいくつかある。次のような点である。（森岡浩氏によるものをまとめた）

- ・電話帳記載の個人名は本名もしくはその正しい表記とはかぎらず、重複する可能性もある。
- ・漢字の読みが記載されておらず、掲載位置から推測するほかない。
- ・姓名間の区切りのないものが多くあり、名字と名前を区別することが困難なことがある。
- ・電子電話帳記載の読みは製作会社の判断により、区切りミスがしばしばある。
- ・電子電話帳のデータは、NTTの電話帳をOCRソフトで読み込んで作るため、良く似た字と誤判読する危険性がある。
- ・携帯電話の普及、及びプライバシー保護の意識から、電話帳の掲載件数が減少している。

それぞれの研究者は、電話帳のデータに加えて、独自の収集を行っている。各種名簿や書籍、最近ではインターネット上で募っている方も見受けられる。ここで問題となるのは次のような点である。

\*時間的に数10年（ものによっては100年以上）の隔たりのあるものが集められている可能性があり、すでに消滅しているものも含まれるようだ。

\*手書き資料の誤記入、パソコン（ワープロ）の誤入力をそのまま有効としてしまっている。

\*読みを区別している場合、方言や聞き違いをそのまま有効にしてしまっている。（これは本人が正式だと勘違いしてしまい、代々受け継がれている例もかなりあるので判断は難しい）

\*信憑性の乏しい、俗に言う「幽霊姓（名字）」が含まれる。（偽名や物語の登場人物名など）

\*インターネット上での書き込みはさらに信憑性が疑わしいものが見受けられる。

このように「氏」をどうカウントするかということも問題になる。公的には一切報じられていないので、各研究者の判断によって「氏」の規定もまちまちである。

### 4. 将来

「氏」の増減は偏<sup>ひとえ</sup>に法律に依存する側面を持つ。また、天変地異が起こるかもしれない。国際化の動きがさらに活発になり、国を跨いだ人の動きも流動的になるかもしれない。しかし、ここでは現在の状況に立脚して将来を考えてみたい。ただ、それが有効なのは精精数10年先までのことであろうと思う。

## II. 消滅

「氏」が消滅する場合を考えてみよう。誰でも考えることは、希少氏の構成者が全員死亡か、結婚、養子縁組などで改氏した場合、ということだろう。では、その数はどうなっているのだろうか？ 残念ながら、データを持っているはずの政府が公表しない（調査統計も取っていないらしい）ので、実情は不明である。

統計学として検証された方がいるが、興味深い試みではある。詳しくはあとで触れることにする。ただ、統計学の性質上、そのときの法律（戸籍法など）が改正されないという前提である。当然、幾ばくかの改正はあるだろうし、国民の意識が大きく変われば「氏」に関する法体制も変わるだろう。また、国際情勢の変化や戦争、革命などが万一起れば大きく変わるだろう。

法律を別にしても、戦前・戦後ほど「家」に対する思い入れも減少しているようで、家名を継ぐために無理に養子を迎えたりすることも減っているようである。また少子化により出生率が減っているので、「氏」の消滅率は上がっていると思われる。

その他の例では、希少氏の全員が他国へ帰化した場合などもある。（また実例は不明だが、拉致・誘拐などにより、他国へ連れ去られた場合も想定できる、が、これは考えすぎだろう。ただ、第2次世界大戦後は、戦地に残った兵士がいるし、もちろん戦死者も数多い）

また、家庭裁判所に「氏の変更許可審判申立」することにより、認められれば「氏」を変更することができる。このとき「申立の実情」項目に「奇妙な氏である」と「むずかしくて正確に読めない」というのがあり、他の項目（別項にて取り上げる）に比べて改氏しやすいようである。この「奇妙な氏」と「むずかしくて正確に読めない」ということは、自ずと希少氏の可能性も大きいわけで「氏の消滅」につながる事例である。

さらに、旧字体を通用字体に変更する場合や誤字・俗字を訂正する場合は、役所で「文字更正の申し出」を行えば、通用字体に変更することが可能である。これは簡単にできてしまい、そして、逆はできないので、「氏」の消滅は進むであろう。（例：○渡邊→渡辺、○高島→高島、×渡辺→渡邊、×高島→高島） 以前は役所の担当者が手書き（毛筆のちにペン書き）によって戸籍簿に記入していたので、驚くほど誤字が多かった。また一度受理されると明らかな誤りであろうとなかなか訂正してもらえなかった。名前ではなかったのだが、昭和30年頃、私の母が婚姻届を出したとき、性別が「男」になっていたのである。「男と男が結婚できるわけないだろう」と訂正を求めたが、「一度受理したものは変えられない」と断られたそうである。

統計的にシミュレーションした研究を見てみよう。ここでは主なもの2つを取り上げる。

まず、『姓の継承と絶滅』（佐藤葉子、瀬野裕美）であるが、これは、Galton-Watson 型分枝過程モデルを使って、シミュレーションしている。これは、ある1つの個（世帯）を出発点とし、世代交代毎に姓を継承する次世代世帯数がランダムに増減すると考える。同研究者はこれにいくつかの仮定を加えてシミュレーションを行っている（詳細は同書参照）。私見としては、実際的ではないと思われる。

つぎに『日本人の名字の統計解析』（千田敏、間瀬茂）である。これは、前書とは別の統計学的処理を行う、Zipf 分布と Yule 分布を使ってシミュレートしている。結論を言えば、希少氏の場合はこのモデルではシミュレートできないようだ。

また、上記の Galton-Watson 型分枝過程モデルを改良してシミュレートもしている。それによれば、今後1世代で5000種類、5世代では、16000種類の「氏」が消滅するという。これを元に過去の消滅数も計算を試みており、過去1世代で6300種、過去2世代で15000種あまりが失われたという。もちろん第2次世界大戦中の死亡数は考慮していない。これが現実であれば、明治以来相当数の「氏」が消滅したことになる。

判例から「氏」の消滅例をさぐってみよう。市長が、氏の文字を正字に訂正したが、裁判で合法となった例がある。（東京家裁 平成6年） このような形で消滅していく恐れは大いにある。ただし、「区長が氏名の俗字または誤字を一方的に訂正したのは許されない」という判例もある（東京家裁）

## III. 発生

では、「氏」が発生する場合というのはどうだろうか。前に見たように現状では、簡単に「氏」を創設することはできない。法的にも消滅より難しいようだ。変える場合は家庭裁判所の許可が必要となる。

そこで家庭裁判所への申立実情項目を見ていきたいと思う。実情項目には、以下の8つがある。

- 1) 婚姻前の氏にしたい。
- 2) 婚姻中に称していた氏にしたい。
- 3) 外国人の配偶者の氏にしたい。
- 4) 奇妙な氏である。
- 5) むずかしくて正確に読めない。
- 6) 通称として永年使用した。

7) 外国人の父・母の氏にしたい。

8) その他

1)と2)は、主に離婚によって、氏の変更がなされる場合であろう。これによる増減は希少氏の最後の1人の場合があるだろう。

3)について。日本人が外国人と結婚した場合、そのままだと夫婦別姓になるが、申請(結婚6ヶ月以内)によりどちらかの氏を夫婦で名のることができ、このとき、外国人氏として増える場合がある。そしてこの3)は、結婚6ヶ月以上が過ぎた場合の申請項目である。なお、結婚した外国人の「氏」が、元々、漢字でない場合はカタカナになり、中国人のように漢字の場合は、そのまま漢字になる。蛇足だが、夫婦別姓を希望する人は外国人と結婚すれば簡単に夫婦別姓になれるのだが、いかがだろうか。

4)と5)は、内容からして新たな氏の創設に至ることはあまり考えられない。

6)は、内縁関係だった者がそれとは知らずに永年配偶者の氏を使用していた場合の救済処置が主のようであり、ペンネーム使用などもここに当てはまるだろうが、認められるかどうかは微妙である。(判例あり)

7)も3)と同じ主旨の対子供項目である。

8)は、特異な事例である。

ただ、基本的なこととして、これらは身分変動を伴わない「呼称上の氏」への変更であり、「民法上の氏」は不変である。判例として次のようなものがある。「我が国の戸籍実務は、日本人は、外国人との婚姻によって、当然には、外国人配偶者の氏を称することにはならないとの立場をとっているので、その氏は、そのままでは、婚姻の前後を通じて同一であり、変わることはない。このような取り扱いをする実質的な理由は(一)個人の呼称は、各国まちまちであり、その変動の理由が我が国のそれとは同一でないこと、(二)我が国の戸籍法は、民法の規定する氏にしたがって取り扱われるため、外国法または慣習、習俗によって定まる婚姻後の個人の呼称を戸籍に記載することは、必ずしも容易ではないところにあるといわれている。」(大阪高裁平成3年) さらに上記の観点から、一夫多妻制の国において一夫多妻で婚姻した場合も微妙な判断がなされるようだ。

発生の事例も判例からさぐってみよう。

永年結合氏(例:ハロルド山田)を通用してきたので、戸籍上でも結合氏にするのを認められた「戸籍法は、外国人との婚姻時に夫婦双方の氏を結合した新たな氏へ変更することについて規定していない」(神戸家裁など複数例有り)、

ペンネームを戸籍上の氏名に認められた「30年以上使用し、かつ、独身のため戸籍に同籍者がいない」(甲府家裁)

といった例があるが、利害関係の大きい副次的要因がある場合がほとんどだ。また、判例では、先祖が使っていた旧字に戻したいという訴えが退けられた例がある。

外国人が国籍法によって帰化することにより、「氏」が発生する可能性がある。その場合、使える文字は、「常用漢字・ひらがな、カタカナ」である。過去には日系ブラジル人の大量流入(環流現象)などがあったが、多くが旧日本「氏」を使ったようである。このばあい入国管理法の改正(1990年)による就労査証の発効の簡易化で、直接帰化できるようになったわけではない。

とにかく、現状では「氏」の発生は容易なことではないと言えるが、発生の有効な要素として外国人の帰化があげられる。

## 5. 諸外国の事例

諸外国での「氏」の扱いはどうなっているだろうか。実は「氏」の制度を持たない国や地域はかなりある。特にアラブ、イスラム圏の国々やアジア、アフリカには「氏」のない国が多くある。これらの国の多くでは、同名人と区別するために父の名などを付加して表される。

イスラム圏で「氏」と思われがちな『家名』も、先祖の名前である「ナサブ」、出身地・所属部族・所属宗派を表す「ニスバ」、尊称の「ラカブ」などの種類があり、名前に付加する場合もあるが「氏」とはみなされない。トルコとイランは、1930年代に「創姓法」が制定され、すべての国民が姓を持つことが義務づけられたため上流階級は『家名』を姓とし、庶民は、父の名、あだ名、居住地名、職業名、縁起のいい言葉をつけた。(ただ、1990年頃私の知り合いだったイラン人(テヘラン大学生)は、「氏」を持たず、パスポートには、自分の名・父の名・祖父の名が並べて書いてあるということだったし、自分の息子も同じように名付けたという) イスラム教では、神と自分の直接的関係を重視するので、「氏」による身分制度は、発達しなかったのではないだろうか。

「氏」については、その国によって扱いが違うので個々について表にしてみた。なお、各国がそれぞれの事情で法の制定、改正を頻繁に行っており、ここでは本題から逸れる恐れもあるので、基本的部分のみを取り上げる。また、各国の少数民族や対立民族などは、その意向を無視されている場合も多く、ここでは反映できていない。それに、日本においても婚姻時に9割近くが夫の氏を共通氏にしているように、それまでの習慣や社会性によって「氏」を選ぶことが多く、法律が必ずしも実情を表してはいない。(国名は、通称を用いた)

基本的に「氏」のない国					
モンゴル、カンボジア、ラオス、ミャンマー、インドネシア、マレーシア、アイスランド、ブルネイ、アルジェリア、リビア・アラブ、エジプト、スーダン、イエメン、オマーン、ヨルダン、シリア、ルワンダ、					
基本的に夫婦別「氏」の国					
カナダ、大韓民国、イラン、クウェート、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、モルダビア、アルメニア、アゼルバイジャン、カザフスタン、ウズベキスタン、タジキスタン、キルギスタン、エストニア、ラトビア、デンマーク、ルーマニア、スペイン					
夫婦別「氏」の場合で子の「氏」が「父か母の氏」の選択制の国					
ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、モルダビア、アルメニア、アゼルバイジャン、カザフスタン、ウズベキスタン、タジキスタン、キルギスタン、エストニア、ラトビア、デンマーク、ルーマニア、ドイツ、中華人民共和国、					
国名	婚制氏	備考	子の氏	2人以上の子の氏	備考
ドイツ	同氏・別氏選択制		父か母の氏	共通	決められない場合裁判所が決定
オーストリア	同氏	夫の氏が優先			
スイス	同氏	夫の氏が優先。旧氏、結合氏も可			
スウェーデン	同氏・別氏・結合氏			共通	
中華人民共和国	同氏・別氏・結合氏		父か母の氏		
台湾	同氏・別氏・結合氏				
フランス	民法上規定なし				
イギリス	民法上規定なし				
アメリカ合衆国	民法上規定なし	新設も可			
北朝鮮	民法上規定なし				
インド	夫の氏		父の氏		
タイ	夫の氏				
トルコ	同氏				
カナダ	完全別氏		父か母の氏		結合氏は2つまで
オーストラリア			自由		
ニュージーランド			自由		
イラン	別氏		父の氏		
クウェート	別氏		父の氏		
日本	同氏	選択制	親の氏	共通	
フィンランド				共通	
ハンガリー				共通	
ポーランド	別氏		父の氏		
イスラエル			父の氏		
ベルギー			父の氏		
マレーシア	基本的になし		父の氏		父の氏がある場合

スペイン	別氏		結合氏		
サウジアラビア			父の氏		
大韓民国	完全別氏		父の氏		

スペインは、夫婦別「氏」制で、第1「氏」と第2「氏」を持つ。子の第1「氏」には父の第1「氏」を、第2「氏」には母の第1「氏」を用いることになっていたが、「氏」の絶滅速度を緩めるため1981年に、成人した子はいつでも「氏」の順序を入れ替えられるという政令(Nuevo régimen legal V)を出した。

アメリカ合衆国は、州によって法律が異なるが、「氏」の新設が比較的容易なので、「氏」の総数は、100万以上に上る。以上見てきたように国によって「氏」に対する考え方も全く違い認識もまた違う。

## 6. まとめ

「氏」の発生と消滅を簡単に俯瞰してきたが、結論としては、その総数すらわからないし、減っているようだが、どのくらい数が減りつつあるのかも具体的には、わからないということになった。

こだわりを持っている人はいるが、「氏」というのは取り立てて重要なことではないのだろう。諸外国の多くを見てもそんな印象を受ける。しかし、こうやって調べることにより、今まで知らなかったこと、見えなかった点が、眼前にまざまざと浮き上がったことはたしかである。それについては、このレポートを読んでもくださった各人が、いくらかでも同じように感じてもらえれば幸甚である。

個人的な気持ちとしては、「氏」に限らず、多様性と少数性（マイナー）が好みなもので、特に希少氏の方は、自分の氏を大切にしてほしいものである。

ひとつだけ付け加えると、「氏」を管理する民法及び戸籍法の存在理念についてだが、日本人に生まれれば当然この法律の適用を受ける。そして帰化する外国人もそうだし、「〈日本人〉の境界」として取り上げたような人たちもそうであった。戦争やその他の事情で海外に暮らす「棄民」と呼ばれる人たちはこの体制からはじかれてしまった人たちなのではないだろうか。これは「氏」という家族制度を固定することによる民族性の維持、ひいては「国体」の維持ということであろう。天皇の元に臣民が暮らす国ということである。しかし、これが一歩外に向かうと他民族・他国の否定ということになりかねない。この点だけは明記しておきたい。

最後に講座でお世話になった講師の宮内泰介さん、「遊」の滝口さん、共にごがんばった講座の仲間々に感謝いたします。また取材や調査で協力していただいた下記の組織・団体の皆様にもお礼申し上げます。（順不同）

札幌市中央図書館、北海道立図書館、宮城県図書館、北海道大学図書館本館、北海道大学図書館北別館、在日本朝鮮人総聯合会北海道本部、札幌家庭裁判所、江良二三夫事務所(司法書士)。

# 参考文献

## 1. 概念

## 2. 歴史

### I. 「氏」の成り立ちから現在まで

[書籍]

氏姓 阿部武彦 真珠社 1960  
氏と家族 増本敏子, 久武綾子, 井戸田博史 大蔵省印刷局 1999  
ニッポン人の姓名 (なまえ) 市川香舟 秀和システム 2006

[雑誌・論文]

古代の戸籍(1) 久武綾子 時の法令 1559号 (P.74-83) 1997  
古代の戸籍(2) 久武綾子 時の法令 1560号 (P.65-73) 1997

[ウェブ・サイト]

Wikipedia: <http://ja.wikipedia.org/wiki/>

### II. 「氏」に関する法の変遷

[書籍]

氏と家族 増本敏子, 久武綾子, 井戸田博史 大蔵省印刷局 1999

[ウェブ・サイト]

Wikipedia: <http://ja.wikipedia.org/wiki/>

### III. 〈日本人〉の境界の場合

[書籍]

〈日本人〉の境界 小熊英二 新曜社 1998  
単一民族神話の起源 小熊英二 新曜社 1995  
増補大日本地名辞書 第8巻 北海道、樺太、琉球、台湾 吉田東伍 富山房 1970  
「在日」外国人 江崎泰子, 森口秀志 編 晶文社 1988

### ①アイヌの場合

[書籍]

アイヌ民族の歴史と文化 チューネル・M・タクサミ, ワレリー・D・コーサレフ 明石書店 1998  
アイヌ民族と天皇制国家 新谷行 三一書房 (p.342-343) 1977年  
新版 アイヌ政策史 高倉新一郎 三一書房 1972  
アイヌの伝承と民族 ジョン・バチラー 青土社 1995

[雑誌・論文]

19世紀中葉の根室場所におけるアイヌの改名と命名規則の空間的適用範囲 遠藤匡俊 地理学評論 2001  
根室場所におけるアイヌの命名規則と幕府の同化政策 遠藤匡俊 地理学評論 2002

[ビデオ]

ユーカラ沈黙の80年～樺太アイヌ蠟管秘話～ NHKビデオ 1984

[ウェブ・サイト]

Wikipedia: <http://ja.wikipedia.org/wiki/>

北海道大学 附属図書館 北方資料データベース : <http://ambitious.lib.hokudai.ac.jp/hoppodb/index.html>

北海道大学北方関係資料総合目録 (β版) : <http://hoppo.lib.hokudai.ac.jp/cgi-bin/search.cgi>

### ②琉球沖縄の場合

[書籍]

琉球の歴史 日本歴史叢書新版 宮城栄昌 吉川弘文館 1996  
琉球・沖縄 地方史研究協議会 雄山閣 1987

[ウェブ・サイト]

Wikipedia: <http://ja.wikipedia.org/wiki/>

琉球文化アーカイブ : <http://rca.open.ed.jp/>

### ③朝鮮の場合

[書籍]

- 在日朝鮮人 第2版 朴鐘鳴 明石書店 1999  
創氏改名の研究 金英達 未来社 1997  
朝鮮を知る辞典 平凡社 1986  
朝鮮の歴史がわかる100章 朴垠鳳 2003  
在日外国人 新版 田中宏 岩波新書 1995  
「在日」としてのコリアン 原尻英樹 講談社現代新書 1998

[映画]

エイジアンブルー 浮島丸サコン 堀川弘通監督 1995

[ウェブ・サイト]

Wikipedia: <http://ja.wikipedia.org/wiki/>

「創氏改名」の実態—総督府の資料から考える— 水野直樹：  
<http://www.ne.jp/asahi/m-kyouiku/net/seminarmizuno.htm>

### ④台湾の場合

[書籍]

- 台湾 人間・歴史・心性 戴国輝 岩波新書 1988  
植民地支配と日本語 石剛 三元社 1993

[ウェブ・サイト]

Wikipedia: <http://ja.wikipedia.org/wiki/>

## 3. 現状

[書籍]

- 氏と家族 増本敏子, 久武綾子, 井戸田博史 大蔵省印刷局 1999  
日本人の姓 佐久間英 六芸書房 1972  
姓氏家系大辞典 太田亮 角川書店 1963  
日本苗字大辞典 丹羽基二 編 芳文館 1996

[アプリケーション・ソフト]

電話帳図書館 Ver.2 日本ソフト販売 2003

[ウェブ・サイト]

Wikipedia: <http://ja.wikipedia.org/wiki/>

苗字分布の研究: <http://www5a.biglobe.ne.jp/~myouji/welcome.htm>

全国の苗字(名字): <http://www2s.biglobe.ne.jp/~suzakihp/index40.html>

日本人の名字 森岡浩: <http://home.r01.itscom.net/morioka/myoji/>

現代日本の姓: <http://katou.bufsiz.jp/>

苗字館: <http://park14.wakwak.com/~myj/>

静岡大学 人文学部 言語文化学科 比較言語文化コース 言語学分野 城岡研究室:

<http://www.ipc.shizuoka.ac.jp/~jksiro/shiro.html>

北海道大学 附属図書館 学術文献データベース: <http://www.lib.hokudai.ac.jp/riyoannai/exdb/index.htm>

### I. 現状

[雑誌・論文]

戦後の民法改正と夫婦の氏 井戸田博史 時の法令 1557号 (P.41-49) 1997

### II. 問題点

## 4. 将来

[書籍]

- 初任者のための戸籍実務の手引(改訂新版第4訂) 戸籍実務研究会 日本加除出版 2006  
最新人名用漢字と誤字俗字関係通達の解説 日本加除出版(株)企画部編 日本加除出版 2005  
Q&A戸籍公開の実務 斉藤忠男 日本加除出版 2004  
わかりやすい一表式誤字俗字・正字一覧 戸籍実務研究会 日本加除出版 2004

[雑誌・論文]

結婚したら名字どうする? 週刊AERA 朝日新聞社 2000.6.25号 (P.100-115) 1997

[ウェブ・サイト]

Wikipedia: <http://ja.wikipedia.org/wiki/>

北海道大学 附属図書館 学術文献データベース : <http://www.lib.hokudai.ac.jp/riyoannai/exdb/index.htm>

## I. 消滅

[書籍]

姓の継承と絶滅の数理生態学 佐藤葉子、瀬野裕美 京都大学学術出版会 2003

[ウェブ・サイト]

日本人の名字の統計解析 千田敏、間瀬茂 :

<http://www.is.titech.ac.jp/~mase/masename/chida-surname3/chida-surname3.html>

## II. 発生

[書籍]

新版戸籍と人権 二宮周平 解放出版社 2006  
氏の戸籍の女性史 久武綾子 世界思想社 1988  
戸籍制度と子供たち 榊原富士子 明石書房 1998  
戸籍がつくる差別 佐藤文明 現代書館 1995  
戸籍って何だ 佐藤文明 緑風出版 2002  
涉外戸籍のための各国法律と要件 木村三男 2002  
はじめての涉外戸籍 南敏文 日本加除出版 2003  
海を越えた日本人名事典 新版増補 富田仁 日外アソシエーツ 2005  
日系ブラジル移民史 高橋幸春 三一書房 1993

## 5. 諸外国の事例

[書籍]

氏と家族 増本敏子、久武綾子、井戸田博史 大蔵省印刷局 1999  
姓の継承と絶滅の数理生態学 佐藤葉子、瀬野裕美 京都大学学術出版会 2003  
氏の戸籍の女性史 久武綾子 世界思想社 1988  
ポーランド人の姓名 渡辺克義 西日本法規出版 2005  
英米人の姓名 木村正史 弓書房 1980  
続 英米人の姓名 木村正史 弓書房 1997

[雑誌・論文]

家族と子供の姓 増本敏子 時の法令 1567号 (P.62-73) 1998

[ウェブ・サイト]

Wikipedia: <http://ja.wikipedia.org/wiki/>

静岡大学 人文学部 言語文化学科 比較言語文化コース 言語学分野 城岡研究室 :

<http://www.ipc.shizuoka.ac.jp/~jjksiro/shiro.html>

## 6. まとめ

[書籍]

フィリピン残留日系人 鈴木賢士 草の根出版会 1997

\*\*\*\*\*